

# 利用しやすく期待に応える民事司法を実現する ための改革に取り組んでいくことの宣言

2019年（令和元年）7月6日

東京弁護士会 法友会

## 宣言の趣旨

司法制度改革審議会が、2001年6月12日付け意見書において「司法制度が一日も早く、利用しやすく国民の期待と信頼に応えるものとなることを衷心より切望してやまない」と述べてから18年余が経過した。

法友会は、利用しやすく期待に応える民事司法改革を実現するための活動に取り組んでいくことをここに宣言する。

## 宣言の理由

- 1 平成の司法制度改革では、司法の担い手である法曹人口の増加と、裁判員制度など刑事司法の改革は進んだが、民事司法分野については実現されていない課題が多く残されている。
- 2 民事司法が、利用者にとって、必ずしも利用しやすく、満足のいくものとなっていないことは民事訴訟利用者調査などの各種データからも伺え、なお、一層の改革が必要である。
- 3 また、近時のIT・AIを始めとするデジタル化の進展にはめざましいものがあり、これに適合したグローバルな視点での民事司法のインフラ整備も喫緊の課題となっている。
- 4 具体的には、民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議（以下、「連絡会議」という。）が喫緊の課題として例示している裁判手続のIT化の促進、国際仲裁活性化、知財紛争における裁判所等の紛争解決能力の強化を始め、司法アクセスの拡充（法律扶助の応能負担、権利保護保険の開発・普及、提訴手数料の低額・定額化など）、権利救済の実効化（証拠・情報収集の拡充・国際標準化、損害賠償額の認定の見直し、執行制度の強化、行政に対するチェック機能強化のための行政訴訟制度の改革など）、裁判所の人的・物的基盤整備などを一体的に改革することが求められる。
- 5 併せて、国際仲裁を含む国際紛争解決・国際交渉等を担う法曹人材や国際司法人材を育成し、政府と法曹三者が連携して人材を戦略的に登用していくことも求められる。
- 6 これらの改革を実現するには関係府省庁間の調整と予算確保が必要となるため、連絡会議においてその実現方策を検討すべきである。

法友会は、上述した利用しやすく期待に応える民事司法改革を実現するため弁護士・弁護士会や各種団体とも連携しつつ活動していくことを宣言する。

以上